防衛庁における「戦略」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年六月二十一日

参議院議長　原　文兵衛殿

翫　正敏

防衛庁における「戦略」に関する質問主意書

自衛隊において、「戦略」という言葉をかぶせた研究及び教育が広く行われているところであるが、その内容についてはほとんど明らかにされていない。また防衛庁が公表している公文書の中で「戦略」という言葉が使用されているのは、「防衛諸計画の作成等に関する訓令」（昭和五二年防衛庁訓令第八号）（以下「訓令」という。）第六条で「防衛戦略」という用語を見る程度である。

「戦略」について国民は一切知らされていないのが現状なのである。

こうした事態は文民統制上極めて由々しき事態であり、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一　防衛庁・自衛隊がいう「戦略」とは何か、その定義を明らかにされたい。

二　訓令でいう「防衛戦略」の定義を明らかにされたい。

三　訓令でいう「防衛戦略」に現在該当しているものは何か明らかにされたい。

四　過去及び現在までに我が国政府が「戦略」を有したことがあるか。有したことがあるのであれば、その内容につきそれぞれ明らかにされたい。

五　現政権はいかなる「戦略」を有しているのか、その内容を明らかにされたい。

右質問する。